

現所有者に関する申告書

岡山市長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申告者 住所 岡山市北区大供一丁目1-1

氏名 岡山 太郎

(自署または記名押印)

電話 (086) 803 -1000

岡山市市税条例第52条の3の規定により次のとおり申告します。
併せて、この代表者を被相続人に係る岡山市固定資産税・都市計画税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

固定資産課税台帳の所有者(亡くなられた方)	氏名	岡山 桃太郎
	住所	岡山市北区大供一丁目1-1
	死亡年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

現所有者(相続人等)	氏名	台帳所有者との続柄	住所	相続分
フリガナ	オカヤマ タロウ	長男	〒 700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1	1/6
※代表者	岡山 太郎 (自署または記名押印)			
生年月日	昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
個人番号(任意)	連絡先 (Tel.086-803-1000)			

代表者以外の現所有者	岡山 花子	妻	岡山市北区大供一丁目1-1	1/2
	岡山 次郎	次男	岡山市南区豊成○-○	1/6
	倉敷 桃子	長女	倉敷市西中新田○-○	1/6
	代表者以外の現所有者は分かる範囲でご記入ください。 相続人の範囲については、裏面をご参照ください。 相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。			

連絡事項	*登記の状況等についてご記入ください。 例 ○月○日登記済み 相続登記手続中(○月頃、登記予定)
------	--

岡山市記載欄	共 単・外*・外 名	共 単・外*・外 名	共 単・外*・外 名
	旧	旧	旧
	土 北 中 東 南	土 北 中 東 南	土 北 中 東 南
	家 北 中 東 南	家 北 中 東 南	家 北 中 東 南
新	新	新	
コードチェック	入力	チェック	コードチェック

相続人全員の同意の上で記入してください。
相続放棄をした場合には、家庭裁判所から発行される「相続放棄申述受理通知書」の写しをご提出ください。

※ 代表者は今後、納税通知書の送付を受ける相続人(相続人の代表者)

<input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> 郵送
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証
	<input type="checkbox"/> 保険証
	<input type="checkbox"/> 個人カード
	<input type="checkbox"/> その他 ()
担当者	

別紙

法定相続人の範囲、法定相続分について

※届出書内の相続人欄記入の参考にしてください。

【①配偶者と子がいる場合 原則 配偶者2分の1 子2分の1】

	相続人の範囲	法定相続分
	配偶者	2分の1
	子A	4分の1
	子B	4分の1

《注意事項》

①配偶者は常に相続人になります。配偶者がいない場合は、子だけに相続権があります。（子がいる場合、父母・兄弟に相続権はありません。子が複数いる場合は、法定相続分を均等に分けます。）

※結婚して他家に嫁いだ子にも相続権があります。

※被相続人と養子縁組した養子（ムコ養子等）には、実子と同じ相続権があります。また、養子に行った子（特別養子縁組の場合を除く）にも実親の相続権があります。

※相続の開始前に離婚した配偶者、離婚した養子には相続権はありません。

②子が死亡していて、子の子（被相続人の孫）が存在する場合、その孫が子の相続分を相続することになります（代襲相続）。孫が死亡していて曾孫がいれば、曾孫に代襲されます。

【②子がない場合 原則 配偶者3分の2 直系尊属3分の1】

	相続人の範囲	法定相続分
	配偶者	3分の2
	父	6分の1
	母	6分の1

《注意事項》※父母が死亡していて祖父母が存在している場合、祖父母に相続権があります。

【③子も親もない場合 原則 配偶者4分の3 兄弟姉妹4分の1】

	相続人の範囲	法定相続分
	配偶者	4分の3
	弟	4分の1

《注意事項》※弟が死亡していて姪・甥が存在する場合は、甥・姪が代襲相続します。（代襲相続は甥・姪までで止まり、それ以降は続きません。）

※遺言により相続分が指定されている場合は、法定相続分に関わらず、その指定に従います。

ご不明な点がございましたら管轄の各区市税事務所(資産税土地係)までお問合せください。